

## 「研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和」要望について

規制改革会議の下に設置された創業・IT等ワーキング・グループにおいて、石油化学工業協会から高圧ガス保安法に関する規制緩和の要望がなされた。

### ○要望団体

石油化学工業協会（「研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和」）

### ○規制緩和要望の主な内容

国際的な競争が激しい化学分野における開発スピードのロスを減らし、わが国の経済成長を図るため、研究施設（高圧ガスの処理能力が100m<sup>3</sup>未満の設備）の変更において、現状、許可を必要としている制度を届出へと規制緩和してほしい。

### ○今後の対応

石油化学工業協会から、要望の背景や規制緩和に伴う安全性についての考え方について、本小委員会で説明をしてもらうことを計画。

なお、詳細については、専門家によるWG等を設置し、検討を実施予定。

\* 規制改革会議：規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関として平成25年1月23日に設置された。

# コンビナート地域

高圧ガス製造プラント  
第1種製造者

(ガス処理能力が100m<sup>3</sup>/日以上)

製造の許可、変更の許可等が求められる

研究所

本来、設備で使用するガスの変更等を行う際、都道府県の許可が必要なところ、許可には時間がかかるため、ガス処理能力が100/日m<sup>3</sup>未満であれば届出としたい等の要望